

# 新ひだか町上水道事業

## 令和4年度水質検査計画

### 水質検査とは

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するため不可欠なものです。

水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めたものです。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
4. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点及びその理由
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法及び委託内容
7. 試料の採取及び運搬方法
8. 委託した検査の実施状況の確認方法
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. その他

## 1. 基本方針

- (1) 水質検査は、水質基準が適用される蛇口に加え、水源も行います。
- (2) 検査項目は安全及び法令を充分考慮して選定いたします。
- (3) 検査頻度は安全及び法令を充分考慮して定めます。
- (4) 水源に汚染等が起こらないよう常時監視を行います。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況

給水状況は、以下のとおりです。

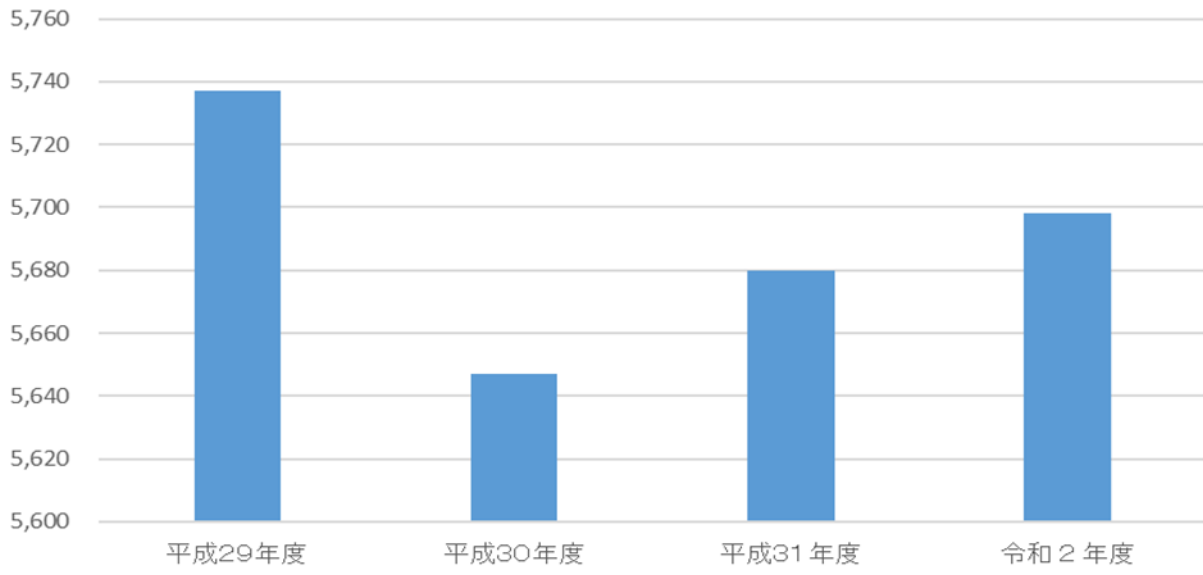
区 分	内 容
事業体の名称	新ひだか町上水道事業
給水区域	新ひだか町上水道給水区域内
計画目標年度	平成22年度
計画給水人口	22,100人 (令和2年度末 17,044人)
計画1日最大給水量	9,400m <sup>3</sup> (令和2年度実績 6,938m <sup>3</sup> )
1日平均給水量	7,712m <sup>3</sup> (令和2年度実績 5,698m <sup>3</sup> )

### (2) 浄水施設

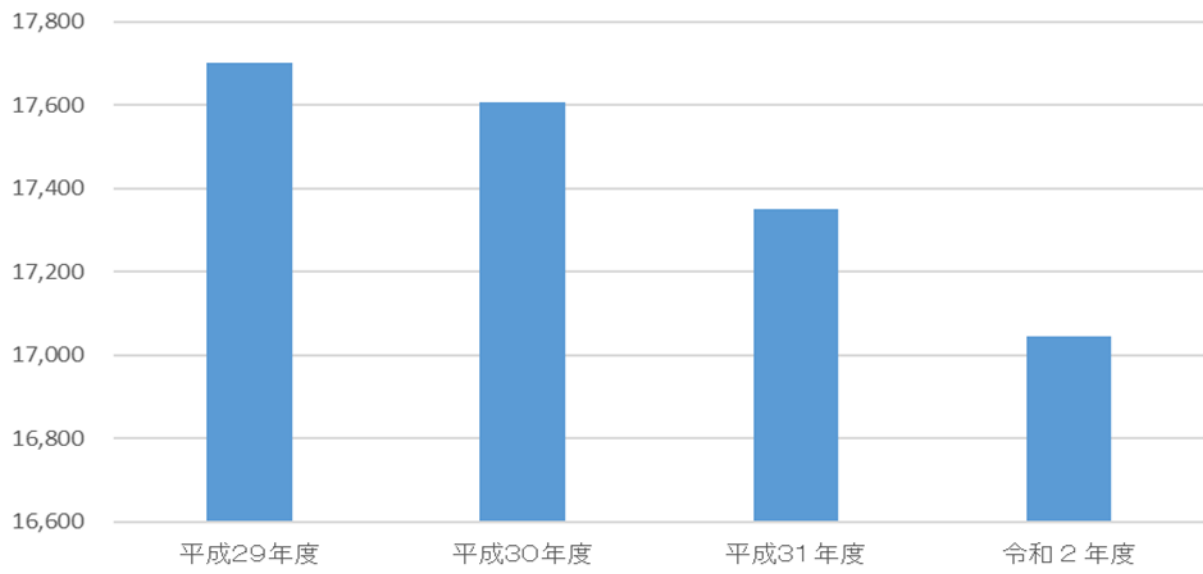
新ひだか町上水道事業には浄水場が1カ所あります。

浄水場名	神森浄水場
水 源	地下水 (浅井戸)
水利権 ( m <sup>3</sup> / 日 )	
給水能力 ( m <sup>3</sup> / 日 )	9,400 (m <sup>3</sup> /日)
主な給水区域	新ひだか町上水道給水区域
主な浄水処理方法	塩素消毒
主な浄水処理薬品	(消 毒 剤) 次亜塩素酸ナトリウム

1日平均給水量(m<sup>3</sup>/日)



給水人口



### 3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

原水の状況

(1) 地下水

地下水を水源としていることから、汚染のおそれが少なく水質も安定しています。

(2) 原水水質で留意すべき状況

次表に示す。

浄水場名	神森浄水場
原水の汚染要因	流域田畑で使用されている農薬類
水質管理上注意すべき項目	一般細菌及び大腸菌の細菌類 濁度 農薬類
浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	塩素酸、臭素酸（次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する。）

(3) 水道水(浄水)の状況

今までの水質検査結果より、水質基準を十分満たしていて、安全で良質な水道水をお届けしています。

#### 4. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点及びその理由

適用範囲 新ひだか町上水道

適用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

##### (1) 浄水の水質検査項目及び検査頻度

###### 1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目(51項目)の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表(2)の1日に1回行う検査についても検査を行います。

###### 2. 検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第15条第1項の3にて行いました。

ア 法令に基づく水質検査表(1)のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目については実施年度であるため51項目すべての検査を年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(1)の項目1, 2, 11, 34, 38, 46～51の検査は、毎月(1回はアに含む)行います。

ウ 法令に基づく水質検査表(1)の項目8及び10, 21～31の検査は、年4回(1回はアに含む)行います。

エ 法令に基づく水質検査表(1)の項目39, 40, 検査は、年4回(1回はアに含む)行います。(1/5超過項目)

オ より安全な水を供給するため基準項目に加え、原水が地下水であることを考慮し管理目標設定項目検査表(3)の項目1～3, 8, 9, 13, 14, 18～19, 21～23, 27～31の検査及び、管理目標設定項目の農薬類のうち、農薬類検査項目表(4)の項目7, 20, 33, 51, 75, 83の検査を年1回行います。

カ 法令に基づく水質検査表(2)の色, 濁り, 消毒の塩素効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

##### (2) 原水の水質検査項目及び検査頻度

###### 1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物である21～31, 48を除く39項目の水質検査を行います。

###### 2. 検査頻度

ア 法令に基づく水質検査表(1)の39項目検査を年1回行います。

イ クリプト指標菌(大腸菌(E. Coli)・嫌気性芽胞菌)の検査を年4回行います。

ウ より安全な水を供給するため管理目標設定項目表(3)の項目1～3, 5, 8, 9, 19～23, 27, 29の検査及び、管理目標設定項目の農薬類のうち、農薬類検査項目(4)の項目7, 20, 33, 51, 75, 83の検査を年1回行います。

##### (3) 採水地点及びその理由

浄水(給水栓水)	
採水地点	日高郡新ひだか町東静内51番地 消防東静内分遣所内 給水栓
選定理由	給水区域の末端地域であり常時採水が容易に行え、水質把握の代表的な場所であることから。
原水(水道水源)	
採水地点	日高郡新ひだか町静内神森182番地2 神森浄水場流量計室内 原水取水口
選定理由	浄水場に取水した原水であり、原水水質把握の代表な場所であることから。

法令に基づく水質検査表  
水質検査表（１） 水質基準

項目	基準値	原則頻度	法的検査回数減	項目の概要	
1 一般細菌	100個/ml	月1回	月1回	病原微生物	健康に関する項目
2 大腸菌	不検出				
3 カドミウム及びその化合物	0.003	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1	金属類	
4 水銀及びその化合物	0.0005				
5 セレン及びその化合物	0.01				
6 鉛及びその化合物	0.01				
7 ヒ素及びその化合物	0.01				
8 六価クロム化合物	0.02				
9 亜硝酸態窒素	0.04				
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	3ヶ月1回	3ヶ月1回	無機物質・消毒副生成物	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1	無機物質	
12 フッ素及びその化合物	0.8				
13 ホウ素及びその化合物	1				
14 四塩化炭素	0.002				
15 1,4-ジオキサン	0.05				
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				
17 ジクロロメタン	0.02				
18 テトラクロロエチレン	0.01				
19 トリクロロエチレン	0.01				
20 ベンゼン	0.01				
21 塩素酸	0.6	3ヶ月1回	3ヶ月1回	消毒副生成物	
22 クロロ酢酸	0.02				
23 クロロホルム	0.06				
24 ジクロロ酢酸	0.03				
25 ジブロモクロロメタン	0.1				
26 臭素酸	0.01				
27 総トリハロメタン	0.1				
28 トリクロロ酢酸	0.03				
29 ブロモジクロロメタン	0.03				
30 ブロモホルム	0.09				
31 ホルムアルデヒド	0.08				
32 亜鉛及びその化合物	1	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1	金属類	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2				
34 鉄及びその化合物	0.3				
35 銅及びその化合物	1				
36 ナトリウム及びその化合物	200				
37 マンガン及びその化合物	0.05				
38 塩化物イオン	200				月1回
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1	その他	
40 蒸発残留物	500				
41 陰イオン界面活性剤	0.2				
42 ジェオスミン	0.00001	藻の発生時期に月1回	藻の発生時期に月1回	有機物質	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001				
44 非イオン界面活性剤	0.02	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1		
45 フェノール類	0.005	月1回	月1回	その他	
46 有機物（TOC）	3				
47 pH値	5.8～8.6				
48 味	異常でない				
49 臭気	異常でない				
50 色度	5度				
51 濁度	2度				

\*1 基準値の1/10以下で水源に変動がない場合は3年に1回、1/5以下の場合は年1回に検査回数を減じることができる。

水質検査表（２） 1日1回行う検査

項目	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の塩素効果（残留塩素）	0.1mg/l以上

健康に関する項目

性状に関する項目

管理目標設定項目検査表（3）

	項 目	目 標 値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.015 mg/l以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002 mg/l以下（暫定）
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.01 mg/l以下（暫定）
4	（項目削除）亜硝酸態窒素	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下
6	（項目削除）トランス-1,2-ジクロロエチレン	
7	（項目削除）1,1,2-トリクロロエタン	
8	トルエン	0.4 mg/l以下
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/l以下
10	亜塩素酸	0.6 mg/l以下
11	（項目削除）塩素酸	
12	二酸化塩素	0.6 mg/l以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l以下（暫定）
14	抱水クロラール	0.02 mg/l以下（暫定）
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	1 mg/l以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10 mg/l以上 100 mg/l以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/l以下
19	遊離炭酸	20 mg/l以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/l以下
21	メチル-t-ブチルエーテル（MTBE）	0.02 mg/l以下
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/l以下
23	臭気強度（TON）	3以下
24	蒸発残留物	30 mg/l以上 200 mg/l以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下（暫定）
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1 mg/l以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PHOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PHOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として0.00005 mg/l以下（暫定）

農薬類検査項目表（４）

	項 目	用 途	目 標 値	適 用
1	1,3-ジクロプロペン (D-D) *1	殺虫剤	0.05 mg/1以下	
2	2,2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08 mg/1以下	
3	2,4-D (2,4-PA)	除草剤	0.02 mg/1以下	
4	EPN *2	殺虫剤	0.004 mg/1以下	
5	MCPA	除草剤	0.005 mg/1以下	
6	アシュラム	除草剤	0.9 mg/1以下	
7	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006 mg/1以下	
8	アトラジン	除草剤	0.01 mg/1以下	
9	アニロホス	除草剤	0.003 mg/1以下	失効農薬
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006 mg/1以下	
11	アラクロール	除草剤	0.03 mg/1以下	
12	イソキサチオン *2	殺虫剤	0.005 mg/1以下	
13	イソフェンホス *2	殺菌剤	0.001 mg/1以下	失効農薬
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01 mg/1以下	
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3 mg/1以下	
16	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09 mg/1以下	
17	イミノクダジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006 mg/1以下	
18	インダノファン	除草剤	0.009 mg/1以下	
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03 mg/1以下	
20	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08 mg/1以下	
21	エンドスルファン (ヘソヅエピン) *3	殺虫剤	0.01 mg/1以下	禁止・失効農薬
22	オキサジクロメホン	除草剤	0.02 mg/1以下	
23	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03 mg/1以下	
24	オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.1 mg/1以下	代謝物を測定し合算値として
25	カズサホス	殺虫剤	0.0006 mg/1以下	
26	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	0.008 mg/1以下	
27	カルタップ *4	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.08 mg/1以下	
28	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02 mg/1以下	
29	カルボフラン	代謝物	0.0003 mg/1以下	
30	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005 mg/1以下	
31	キャプタン	殺菌剤	0.3 mg/1以下	
32	クルミロン	除草剤	0.03 mg/1以下	
33	グリホサート *5	除草剤	2 mg/1以下	
34	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02 mg/1以下	
35	クロメプロップ	除草剤	0.02 mg/1以下	
36	クロルニトロフェン (CNP) *6	除草剤	0.0001 mg/1以下	禁止・失効農薬
37	クロルピリホス *2	殺虫剤	0.003 mg/1以下	
38	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤 殺菌剤	0.05 mg/1以下	
39	シアナジン	除草剤	0.001 mg/1以下	
40	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003 mg/1以下	
41	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02 mg/1以下	
42	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03 mg/1以下	



	項 目	用 途	目 標 値	適 用
43	ジクロロボス (DDVP)	殺虫剤	0.008 mg/1以下	失効農薬
44	ジクワット	除草剤	0.01 mg/1以下	
45	ジスルホトン (エチルチオト)	殺虫剤	0.004 mg/1以下	
46	ジチオカルバメート系農薬 *7	殺虫剤 殺菌剤	0.005 mg/1以下 (二硫化炭素として)	
47	ジチオピル	除草剤	0.009 mg/1以下	
48	シハロホップブチル	除草剤	0.006 mg/1以下	
49	シマジン (CAT)	除草剤	0.003 mg/1以下	
50	ジメタメトリン	除草剤	0.02 mg/1以下	
51	ジメトエート	殺虫剤	0.05 mg/1以下	
52	シメトリン	除草剤	0.03 mg/1以下	
53	ダイアジノン *2	殺虫剤 殺菌剤	0.003 mg/1以下	
54	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.8 mg/1以下	
55	ダゾメット、メタム (カーハム) 及び メチルイソチオシアネート *8	殺菌剤	0.01 mg/1以下	
56	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1 mg/1以下	
57	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02 mg/1以下	
58	チオジカルブ	殺虫剤	0.08 mg/1以下	
59	チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3 mg/1以下	
60	チオベンカルブ	除草剤	0.02 mg/1以下	
61	テフリルトリオン	除草剤	0.002 mg/1以下	
62	テルブカルブ (MBPMC)	殺菌剤	0.02 mg/1以下	失効農薬
63	トリクロピル	除草剤	0.006 mg/1以下	
64	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005 mg/1以下	
65	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.1 mg/1以下	
66	トリフルラリン	除草剤	0.06 mg/1以下	
67	ナプロパミド	除草剤	0.03 mg/1以下	
68	パラコート	除草剤	0.005 mg/1以下	
69	ピペロホス	除草剤	0.0009 mg/1以下	失効農薬
70	ピラクロニル	除草剤	0.01 mg/1以下	
71	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004 mg/1以下	
72	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02 mg/1以下	
73	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/1以下	失効農薬
74	ピリブチカルブ	除草剤	0.02 mg/1以下	
75	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05 mg/1以下	
76	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005 mg/1以下	
77	フェニトロチオン (MEP) *2	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01 mg/1以下	
78	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	0.03 mg/1以下	
79	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05 mg/1以下	
80	フェンチオン (MPP) *9	殺虫剤	0.006 mg/1以下	

	項目	用途	目標値	適用
81	フェントエート (PAP)	殺虫剤 殺菌剤	0.007 mg/1以下	
82	フェントラザミド	除草剤	0.01 mg/1以下	
83	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1 mg/1以下	
84	ブタクロール	除草剤	0.03 mg/1以下	
85	ブタミホス *2	除草剤	0.02 mg/1以下	
86	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02 mg/1以下	
87	フルアジナム	殺菌剤	0.03 mg/1以下	
88	プレチラクロール	除草剤	0.05 mg/1以下	
89	プロシミドン	殺菌剤	0.09 mg/1以下	
90	プロチオホス	殺虫剤	0.007 mg/1以下	
91	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05 mg/1以下	
92	プロピザミド	除草剤	0.05 mg/1以下	
93	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.03 mg/1以下	
94	ブロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1 mg/1以下	
95	ベノミル *10	殺菌剤	0.02 mg/1以下	
96	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1 mg/1以下	
97	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09 mg/1以下	
98	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005 mg/1以下	
99	ベンタゾン	除草剤	0.2 mg/1以下	
100	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3 mg/1以下	
101	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.02 mg/1以下	
102	ベンフルラリン (ハスロジン)	除草剤	0.01 mg/1以下	
103	ベンフレセート	除草剤	0.07 mg/1以下	
104	ホスチアゼート	殺菌剤	0.003 mg/1以下	
105	マラチオン (マラッソ) *2	殺虫剤	0.7 mg/1以下	
106	メコプロップ (MCPP)	除草剤	0.05 mg/1以下	
107	メソミル	殺虫剤	0.03 mg/1以下	
108	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.2 mg/1以下	
109	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004 mg/1以下	
110	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04 mg/1以下	
111	メトリブジン	除草剤	0.03 mg/1以下	
112	メフェナセツト	除草剤	0.02 mg/1以下	
113	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1 mg/1以下	
114	モリネート	除草剤	0.005 mg/1以下	

\*1 異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出した値である。

\*2 異性体の濃度と合計して算出した値である。

\*3 代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエビソスルフェート) の濃度と合計して算出した値である。

\*4 残留物として測定し、カルタップに換算して算出した値である。

\*5 代謝物であるアミノチリン酸 (AMPA) の濃度と合計して算出した値である。

\*6 CNP-アミノ体の濃度と合計して算出した値である。

\*7 ジネブ・ジラム・チウム・プロピネブ・ポリカーバメート・マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計した値である。

\*8 ダゾメット、メナム (カーバム) 及びメチルチチアネートの濃度は、メチルチチアネートとして測定した値である。

\*9 酸化物であるMPPスルホキシル・MPPスルホニル・MPPチリン・MPPチリンスルホキシル及びMPPチリンスルホニルの濃度と合計して算出した値である。

\*10 メタル-2-ベンツイミダゾールカルバメートとして算出した値である。(ベノミルが変化するため)

## 5. 臨時の水質検査

次のような水質変化等が発生した場合は、直ちに水質検査を実施し、水質異常が終息して安全が確認されるまで行います。

- (1) 水源に著しく変化が見られたとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水処理工程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

## 6. 水質検査の方法及び委託内容

- (1) 検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に基づいて検査を行うものとする。
- (2) 1日1回行う検査項目  
上下水道課の職員が実施します。
  1. 残留塩素の測定は残留塩素計で行います。
  2. 色、濁りは外観目視で行います。
- (3) 定期検査  
厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行います。

## 7. 試料の採取及び運搬方法

- (1) 試料の採水については受注者が行うものとし、採水時においては法令で定められた検査員が試料取扱標準作業書に従い適正な採水を行うものとする。
- (2) 運搬方法については採水終了後に試料をクーラーボックスに入れ保冷し、破損防止の措置を施し受注者が社用車で検査施設まで運搬することとする。

## 8. 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる資料を求め、適正に検査が実施されているかの確認を行います。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、新ひだか町上下水道課の窓口及びホームページにて公表いたしますので、ご意見をお寄せください。

ご意見は今後の水質検査計画策定にあたり参考とさせていただきます。

尚、水質検査結果についても、新ひだか町上下水道課の窓口及びホームページにて公表いたしますし、必要に応じて検査計画の見直しを随時行っていきます。

## 10. その他

- (1) 常に安全で満足してもらえる水道水を供給いたします。
- (2) 水道水質の信頼性確保につとめます。
- (3) 水道事故等が発生したときは、保健所・検査機関と連携し早期の復旧につとめます。
- (4) 住民の疑問点・不明点につきましては早急に対応いたします。

お問い合わせ先

〒056-8650

日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

新ひだか町産業建設部上下水道課技術グループ

TEL 0146-49-0297 (直通)

令和4年度 新ひだか町上水道事業水質検査頻度及び設定理由

項目	基準値	平成31年度	令和2年度	令和3年度	1/5		1/10	原則 検査頻度	1/5 超過	1/10超過 1/5以下	1/10 以下	検査頻度 採水場所	年間検査回数 町所管散水栓	設定理由	原則検査頻度を減した場合 次の検査年度
					1年1回頻度可	3年1回頻度可									
1 一般細菌	100個/㎖以下	0	0	0	検査回数減不可	検査回数減不可		月1回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可	検査回数減不可		月1回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	<0.0003	-	-	0.0006	0.0003		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	<0.00005	-	-	0.0001	0.00005		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	-	-	0.002	0.001		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	-	-	0.002	0.001		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	-	-	0.002	0.001		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
8 六価クロム化合物	0.02mg/1以下	<0.005	<0.002	<0.002	0.004	0.002		3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(基準値変更)	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	<0.004	-	-	0.008	0.004		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	
10 シアン化物イオン及び塩化シア	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可		3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	0.65	0.63	0.68	2	1		3ヶ月1回以上	-	-	○	月1回	1 2	水源に汚染のおそれなく安全確認のため毎月検査	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	<0.05	-	-	0.16	0.08		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
13 ホウ素及びその化合物	1mg/1以下	0.05	-	-	0.2	0.1		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
14 四塩化炭素	0.002mg/1以下	<0.0002	-	-	0.0004	0.0002		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	<0.0005	-	-	0.01	0.005		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
16 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	0.04mg/1以下	<0.001	-	-	0.008	0.004		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
17 ジクロロメタン	0.02mg/1以下	<0.001	-	-	0.004	0.002		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	-	-	0.002	0.001		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	-	-	0.002	0.001		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
20 ベンゼン	0.01mg/1以下	<0.001	-	-	0.002	0.001		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが実施年度のため年1回	
21 塩素酸	0.6mg/1以下	<0.06	<0.06	<0.06	検査回数減不可	検査回数減不可		3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
22 クロロ酢酸	0.02mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可		3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
23 クロロホルム	0.06mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可		3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可		3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可		3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
26 臭素酸	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可		3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
27 総トリハロメタン	0.1mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可		3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可		3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可		3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
30 ブロモホルム	0.09mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可		3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可	検査回数減不可		3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/1以下	0.017	-	-	0.2	0.1		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	1/10以下であるが実施年度のため年1回	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	<0.1	-	-	0.04	0.02		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	1/10以下であるが実施年度のため年1回	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	0.03		3ヶ月1回以上	-	-	○	月1回	1 2	性状確認のため毎月検査	
35 銅及びその化合物	1mg/1以下	0.013	-	-	0.2	0.1		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	1/10以下であるが実施年度のため年1回	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	6.40	-	-	40	20		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	1/10以下であるが実施年度のため年1回	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	<0.001	-	-	0.01	0.005		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	1/10以下であるが実施年度のため年1回	
38 塩化物イオン	200mg/1以下	5.8	5.9	5.9	検査回数減不可	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	97.5	100	96.2	60	30		3ヶ月1回以上	○	-	-	3ヶ月1回	4	1/5超過のため年4回	
40 蒸発残留物	500mg/1以下	139	131	157	100	50		3ヶ月1回以上	○	-	-	3ヶ月1回	4	1/5超過のため年4回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	<0.02	-	-	0.04	0.02		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	1/10以下であるが実施年度のため年1回	
42 ジェオスミン	0.0001mg/1以下	<0.000001	-	-	0.000002	0.000001		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	実施年度のため年1回	
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/1以下	<0.000001	-	-	0.000002	0.000001		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	実施年度のため年1回	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	1/10以下であるが実施年度のため年1回	
45 フェノール類	0.005mg/1以下	<0.0005	-	-	0.001	0.0005		3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	1/10以下であるが実施年度のため年1回	
46 有機物(TOC)	3mg/1以下	<0.3	0.3	<0.3	検査回数減不可	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
47 pH値	5.8~8.6	7.2~7.6	7.2~7.5	7.3~7.5	検査回数減不可	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
50 色度	5度以下	<1	<1	<1	検査回数減不可	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	

注1 過去の成績については、令和4年3月現在までの成績です。  
 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。  
 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365



